



令和8年（2026年）4月

鎌倉市総合計画（鎌倉ビジョン2034 鎌倉ミライ共創プラン2030）

鎌倉市



平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年(1958年)8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年(1973年)11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

発刊にあたって



私たちのまち「鎌倉」には、とても長い歴史があります。

鎌倉市として歩み始めたのは昭和14年ですが、これは鎌倉の長い歴史の中では、ほんの一部分にすぎません。

それでも私たちは、この間ずっと、先人たちから受け継いできた歴史や文化、豊かな自然や美しい景色を大切に守りながら、その時代ごとの課題と向き合い、市民の皆さんがよりよく暮らせるまちづくりを進めてきました。

今の鎌倉には、歴史と自然が息づき、人と人とのつながりがあり、全国や世界から多くの人に愛される魅力があります。

この「今の鎌倉の素晴らしさ」は、偶然できたものではなく、これまで積み重ねてきた努力の結果です。

そして、この今を大切に育て、少しずつ積み上げていくことが、これからの輝かしい未来につながっていくと、私は信じています。

一方で、テクノロジーの進化により私たちの暮らしは大きく変わり、人口減少や地域のつながりの変化、地震や豪雨などの災害、気候変動への対応など、まちを取り

巻く環境も大きく変化しています。

これから先も、その変化はさらに速くなることが予想されます。

このような時代だからこそ、先人たちの「鎌倉への愛」と「努力」によって築かれてきたこのまちを、しっかりと次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そして、未来を担う子どもや若者が、鎌倉に誇りと希望を持てるまちをつくっていくことが大切です。

そのために、30年ぶりに総合計画を見直し、新たな基本構想「鎌倉ビジョン2034」と基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」を策定しました。

この計画のもと、鎌倉が世界に誇れる持続可能なまちであり続けられるよう、全力で取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、多くのご意見をお寄せいただいた市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和8年(2026年)4月

鎌倉市長 松尾 崇



はじめに	6
------------	---

鎌倉市基本構想 「鎌倉ビジョン2034」

基本構想について	10
基本構想期間	10
基本構想の名称	11
基本理念	11
将来都市像	12
将来目標	13

鎌倉市基本計画 「鎌倉ミライ共創プラン2030」

基本計画について	16
基本計画期間	16
基本計画の名称	16
基礎条件	17
人口	17
土地利用	19
まちづくりの基本方針	23
施策	25
施策の体系	25
施策の展開	26
ア 施策間の連携	26
イ 施策とSDGs	26
リーディングプロジェクト	27
ア プロジェクトの目的	27
イ プロジェクトの取組	28

各施策の紹介	31
--------------	----

00 施策の前提

0-1 平和	33
0-2 共生	35

01 横断的施策

1-1 防災	39
1-2 地球温暖化	43

02 ひとの共創

2-1 福祉	47
2-2 こども・若者	51
2-3 健康	55
2-4 教育	59
2-5 スポーツ・レクリエーション	63

03 暮らしの共創

3-1 都市交流	67
3-2 芸術文化	71
3-3 防犯	75
3-4 廃棄物	79
3-5 生活環境	83
3-6 生態系	87
3-7 就労	91
3-8 農業	95
3-9 水産業	99
3-10 商工業	103
3-11 観光	107
3-12 交通安全	111
3-13 移動交通	115
3-14 消防	119
3-15 歴史	123

04

まちの共創

128

4 - 1

都市空間

129

4 - 2

道路

133

4 - 3

河川

137

4 - 4

緑地

139

4 - 5

風致景観

143

4 - 6

海浜

147

4 - 7

都市拠点

151

4 - 8

下水道

155

4 - 9

公園

159

4 - 10

住宅

163

05

計画推進体制
(市民自治)

167

5 - 1

コミュニティ

169

5 - 2

協働

171

05

計画推進体制
(市政基本運営)

173

5 - 3

人事

175

5 - 4

広報

177

5 - 5

広聴

179

5 - 6

財務

181

5 - 7

行政経営

183

5 - 8

ファシリティマネジメント

185

5 - 9

ICT

187

計画の推進に向けて

189

①

総論

189

②

組織

189

③

進行管理

189



今、人々の生活環境は大きく変化しています。そしてまた、私たちは、未経験の課題に向き合
わなければなりません。

こうした中で、未来のまちに向けては、市民、事業者、行政が「まちの課題を解決する主人公」
として、本市の歴史や文化を継承しながら、課題解決に向けて共創し、そして、未来のまちづ
くりの主役が鎌倉で育つことに喜びや誇りを持つことができるまちを目指す必要があります。

鎌倉というまちを、一隻の船に例えてみましょう。
船の乗組員が、立場や思想、年代・性別が異なろうとも、自分らしく、かつ自発的に、同じ方
角に向かって、それぞれの役割を果たすこと。
それが刻々と変わる状況下でも船を前に進めます。

総合計画は、乗組員が頼りとする羅針盤です。
今回30年ぶりに基本構想と基本計画を改訂し、新たな羅針盤として、令和8年(2026年)度か
ら令和16年(2034年)度を期間とする「鎌倉ビジョン2034」と、令和8年(2026年)度から令和
12年(2030年)度を期間とする「鎌倉ミライ共創プラン2030」を策定しました。

	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度
基本構想	鎌倉ビジョン2034(9年)								
基本計画	鎌倉ミライ共創プラン2030(5年)								

変わり続ける社会という大海のなか
鎌倉の価値を守り、未来へ手渡すために。
羅針盤を手に、乗組員として、船を進めていきましょう。一丸となって。

Be the Crew.

「ミライへの航路を共に進む」



鎌倉市基本構想

鎌倉ビジョン 2034

基本構想について

「鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)」第2条第2号では、基本構想を「まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた将来目標及びその方向性を示すもの」と規定しています。

そこで、次のとおり基本構想期間、基本構想の名称、基本理念、将来都市像及び将来目標を定めます。

基本構想期間

令和8年(2026年)度から令和16年(2034年)度までの9年間とします。

ただし、基本計画の計画期間満了時や見直し時にあわせて基本構想も点検や見直しを行うこととし、その際に改めて基本構想期間を設定します。

基本構想の名称

令和8年(2026年)度を初年度とする基本構想の名称を

「鎌倉ビジョン2034」とします。

基本理念

市民の想いのもとにつくりあげた「平和都市宣言(昭和33年(1958年)8月10日制定)」と「鎌倉市民憲章(昭和48年(1973年)11月3日制定)」は、鎌倉市のまちづくりにとって不変的な精神であることから、「鎌倉ビジョン2034」の基本理念は、「平和都市宣言」及び「鎌倉市民憲章」の精神とします。

将来都市像

わたしたちのまち鎌倉は、長い歴史を持ち、世界に誇る貴重な歴史遺産・文化遺産と明るく広がる海や緑豊かな丘陵の自然景観に恵まれています。これら先人が築いてきたかけがえのない資産は、今後も守り育て、後世に引き継いでいかなければなりません。そして、これらの資産のもと、鎌倉に関わるすべての人が生涯にわたり、お互いを思い、安心して、自分らしく鎌倉に「住みたい・住み続けたい・訪れたい・関わりたい」と思うまちにしなければなりません。

この想いは、本市に綿々と引き継がれてきたものであることから、「鎌倉ビジョン2034」の将来都市像は、平成8年(1996年)度を初年度とした「第3次鎌倉市総合計画」の将来都市像を引き継ぎ、**「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」**とします。

将来目標

将来都市像の実現に当たっては、過去・現在を踏まえつつ、未来に向け、持続可能なまちづくりが必要不可欠です。

そのためには、公助のみならず、自助・共助・互助の精神が育まれた地域社会が必要であることから、本市では、平成31年(2019年)4月に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例(平成31年3月条例第32号)」を施行し、それぞれの多様性を認め、お互いを思い、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる共生社会の構築を目指しています。

そこで、「生涯にわたり、誰もが安心して、自分らしく暮らせるまち＝共生社会」を軸に据えながら、本市に対する市民の想いを踏まえた三つの将来目標を掲げます。

① 自然・歴史・文化を未来につなぐまち

先人が築いてきたかけがえのない資産を後世に引き継ぐことは、今を生きる私たちの責務です。

そして、これらの資産は、歴史遺産・文化遺産・海・自然景観だけで形成されているものではなく、先人から引き継がれた本市に対する想いの積み重ねでもあります。

これらの資産の中には、国際的な目標の達成に欠かせないものもあることを踏まえ、次代の本市、そして次代の世界に向け、自然・歴史・文化を洗練するとともに、こうした資産を効果的に活用しながら次の世代を育成し、その世代とともに、目に見える形だけではない資産を後世に引き継いでいるまちである「自然・歴史・文化を未来につなぐまち」を形成します。

② 多世代・多文化・多様な絆がいきるまち

持続可能なまちづくりに向けては、行政のみによる都市経営ではなく、まちづくりを自分事と捉える人や企業、団体等による都市経営が必要です。

そして、この実現のためには、個々人がその実現を目指すのではなく、まちづくりを自分事と捉える方々が増え、多世代・多文化・多様な方々がつながることで形成されたコミュニティにより、その実現を目指すことが重要です。

そこで、住民がつながり、多世代がつながり、かつ、来訪者を含めた本市に関わる人、企業、団体等がつながり、共栄しているまちである「多世代・多文化・多様な絆がいきる(生きる・活きる)まち」を形成します。

③ ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち

安心できる安全なまちは、日々の生活に最も重要です。

そして、この安全は、防災や防犯からだけではなく、心と体の健康や賑わいから生まれる豊かさからも確保できます。

そこで、災害等から身を守る安全だけでなく、日々の生活において感じる不自由をできる限り取り除き、豊かな生活環境を構築することで確保できる安全が備わっているまちである「ひとの想いが尊重される豊かで安全なまち」を形成します。

鎌倉市基本計画

鎌倉ミライ 共創プラン 2030

基本計画について

「鎌倉市総合計画条例(平成24年6月条例第1号)」第2条第3号では、基本計画を「基本構想を実現するための政策又は施策の体系及びその方針を示すもの」と規定しています。

そこで、次のとおり基本計画期間、基本計画の名称、基礎条件、まちづくりの基本方針及び施策を定めます。

基本計画期間

令和8年(2026年)度から令和12年(2030年)度までの5年間とします。
ただし、計画期間内に見直しの必要性が生じた際には、計画期間満了を待たずに計画を見直します。

基本計画の名称

令和8年(2026年)度を初年度とする基本計画の名称を
「**鎌倉ミライ共創プラン2030**」とします。

基礎条件

人口

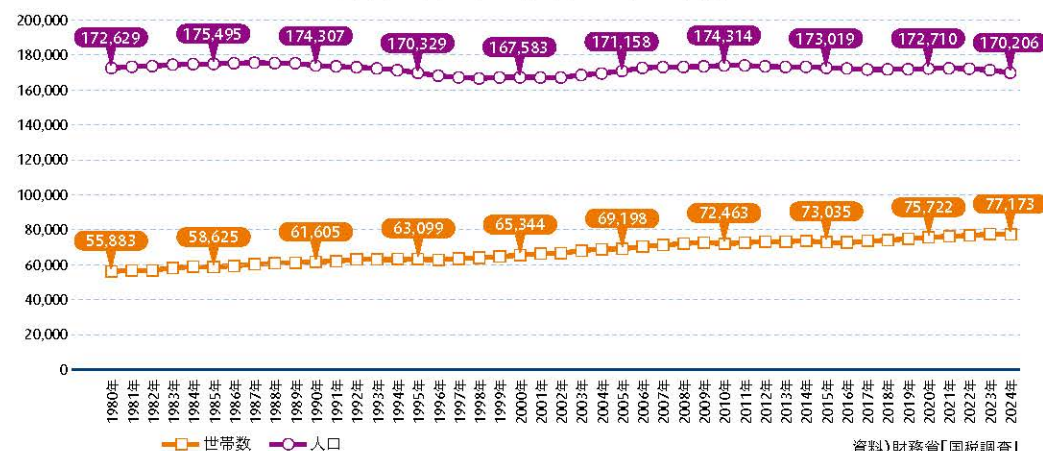
ア 現状

総人口・総世帯数

本市の人口は、昭和60年(1985年)の175,495人から、平成12年(2000年)の167,583人を底に、平成22年(2010年)には174,314人まで増加しました。その後は、減少傾向となって、令和6年(2024年)には170,206人となっています。

なお、世帯数は、昭和60年(1985年)は58,625世帯、令和6年(2024年)は77,173世帯と増加傾向で推移していますが、世帯当たり人数は、昭和60年(1985年)は2.99人、令和6年(2024年)は2.21人と減少傾向で推移しています。

鎌倉市の人口動向(総人口・総世帯数)



イ 課題

国立社会保障・人口問題研究所¹が算出した仮定値に基づく今後の本市の人口見込みでは、向こう40年の間に15万人を下回る見込みです。

そして、年齢構成も、団塊ジュニア世代²が65歳を迎え、全国の総人口に占める老年人口の割合が35%に達すると試算されている2040年には、本市の老年人口割合は約37%まで増加する一方、生産年齢人口は約53%まで減少すると見込んでいます。

ウ 今後の人口

日本全体の人口減少が加速化する中、この先、本市だけが、人口を維持・増加させることは非常に困難です。

他方、これまでの人口推移から導き出された自然増減及び社会増減の将来見通しから見込まれる本市の将来人口は、人口減少の抑制につながったこれまでの施策の効果が続くと仮定すると、国全体の将来人口と比較し、その減少率は緩やかであると見込んでいます。

さらに、今後、深沢地域における新しいまちづくりが進むことで、人口の減少率がより緩やかになることが期待できます。

そこで、今後の人口を、自然増減及び社会増減の将来見通しに、今後の事業により見込まれる増加を加味した人口とし、緩やかな人口減少に留まるものとします。

1. 社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された研究所。(厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所を平成8年(1996年)に統合。)

2. 昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)の第2次ベビーブームに生まれた世代。

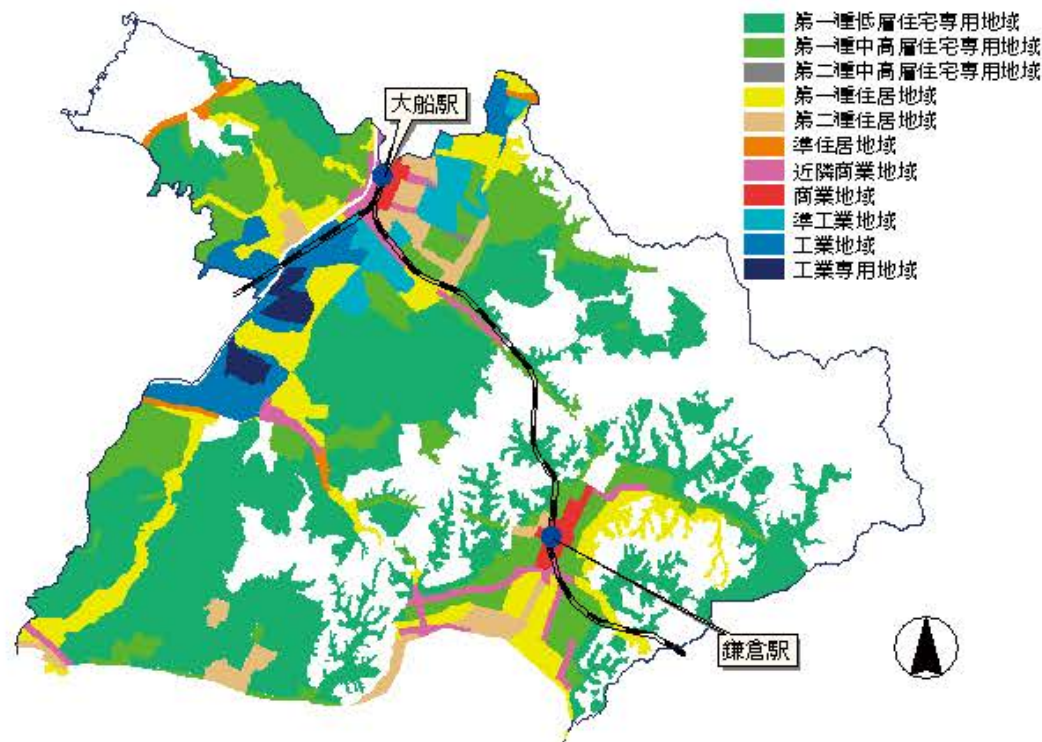
土地利用

ア 現状

本市は、土地利用の制限等により環境が保全されている地域が合計で市域の約3分の1の面積を占めています。

また、住宅系用途地域が用途地域指定済地域の大部分を占めており、市街化区域の9割弱を占めています。

用途地域の現状

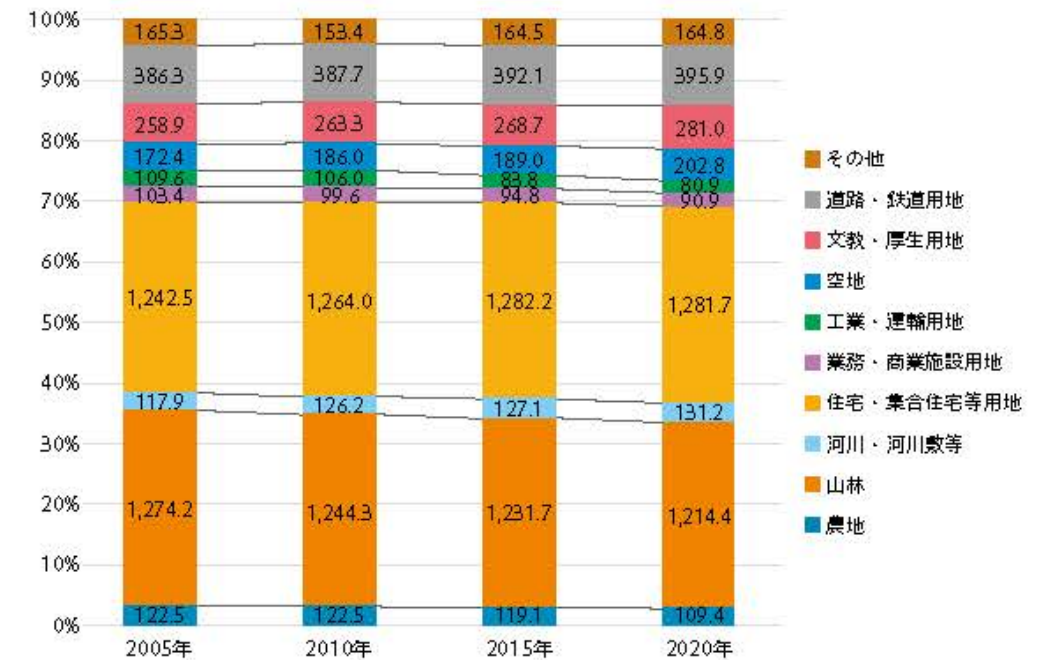


イ 課題

平成17年(2005年)以降、土地利用の用途別面積として、住宅系用地、文教・厚生用地、空地が増加している一方、農地、山林、業務・商業施設用地、工業・運輸用地が減少しており、企業の工場等の流出による産業活力の低下等が懸念されています。

また、平成20年(2008年)に9.3%であった空き家率は、平成30年(2018年)に11.7%に上昇しており、地域コミュニティの希薄化にもつながっています。

用途別土地利用面積の推移



ウ 今後の土地利用

本市は、古都地域において、豊かな自然と古都としての付まいが融合した良好な環境の土地利用を、また、都市的土地利用が進む地域においても、自然との調和に配慮した秩序ある土地利用を進めてきました。しかしながら、人口減少や人口構成の変化、産業構造の変化、さらには生活様式の変化、価値観の多様化等により、近年、土地利用も変化しつつあります。こうした環境下においても快適な生活環境を確保できるよう、土地利用のあり方を示すことが必要です。

そこで、今後の人口を踏まえ、今後の土地利用を、これまでどおり本市の良好な環境・自然との調和に配慮した秩序ある土地利用を保全することを基本とし、さらに、市民や地域を主体としたまちづくりを積極的に推進することで、快適な生活環境の維持・創出を図るものとします。

また、人口や経済(産業)とのバランスに配慮した適正な土地利用を誘導することも必要です。そこで、新たな時代を見据えた本市にふさわしい産業集積に取り組み、職住のバランスが取れる環境整備を進めます。

鎌倉・深沢・大船の三つの都市拠点については、それぞれの特性にふさわしいまちづくりを進め、今後の社会の変化を見据えた社会基盤や自然的要素(グリーンインフラストラクチャー³)を取り入れ、多様な機能を発揮させることで、市域全体の持続可能なまちづくりを牽引します。

さらに、災害リスクを踏まえた市民の生命・財産を守る土地利用や発災後の復旧・復興に対応できる土地利用とします。

3. 社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。



計画が
できるまで①

市民
ワークショップ



まちづくりの基本方針

基本構想の将来目標の実現に向けては、行政だけではなく、本市の定住人口、交流人口、そして、関係人口⁴(人、企業、団体等を含む。)が、それぞれ主体的にまちづくりに参画し、持てる力を発揮することが重要であり、そのための環境を整える必要があります。

本市では、「平和都市宣言(昭和33年(1958年)8月10日制定)」及び「鎌倉市民憲章(昭和48年(1973年)11月3日制定)」の制定、御谷騒動⁵を契機とした「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」の制定、三大緑地(常盤山・広町・台峯)の保全をはじめ、数多くの市民活動による共創の歴史があり、こうした活動が現在の本市のまちづくりの礎となっています。

しかしながら、昨今の人口減少や人口構成の変化(老年人口割合の上昇・生産年齢人口割合の低下)に伴う地域活力の低下、人口減少とバランスの取れていない土地利用に起因する生活様式の変化に伴う地域コミュニティの関係変化(希薄化)等は、本市がこれまで築いてきたまちづくりの礎にも大きな影響を与えています。さらに、人口減少や人口構成の変化は、財政運営をはじめとした都市経営全体に大きな課題を投げかけています。加えて、様々な社会事情に起因する市民生活の変化、国際的な課題である地球温暖化への対策(緩和策・適応策)等により、市政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした環境においても、市民が安心して自分らしく暮らすためには、それぞれに適した生活環境が維持・創出されることによる心理的安全が確保されている中で、個人だけの生きがいや幸せだけではなく、身の周りの人の生きがいや幸せも感じることができる社会が必要です。

そして、こうした社会を維持・創造するためには、地域や個人が抱える課題を地域や周囲の人とともに解決できる環境づくりが重要であり、様々な課題をこれまで以上に自分事として捉え、その解決に取り組む過程を通じて「人」や「地域」が成長するという好循環を築くことが重要です。

今こそ、本市のまちづくりの礎である共創によるまちづくりの流れを再興させ、それぞれの市民が、自身の課題に関わる関係者との連携を深めながら、その課題を解決する「地域」を形成し、この「地域」に様々な人が関わることで、これまでの地域による活動・活躍の枠を超え、「地域」がさらに発展する社会を構築する必要があります。

そして、こうして構築された社会が、今後継続・拡大する課題である地域コミュニティの活性化、地域防災力の強化、地域子育て支援、地域福祉の推進、長寿社会のまちづくり等を解決することで、これまで以上に人口減少が加速化し、行政だけによる課題解決が困難となる中でも持続可能なまちを創造できます。

そこで、様々な人が、お互いを認めあいながら「地域」に関わり、課題解決に取り組むことができる社会の実現 = **「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」**をまちづくりの基本方針とし、行政として、それぞれの持てる力を発揮できる「地域」を整えます。

4. 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

5. 昭和35年(1960年)頃から鎌倉市で始まった宅地造成ブームにより、鎌倉の歴史上、風致上とても重要な場所である鶴岡八幡宮の裏山・御谷もその対象となり、この開発を懸念した一般市民、学者、僧侶等が中心となり反対運動を展開し、最終的に昭和39年(1964年)に設立された公益財団法人鎌倉風致保存会による残地買収を以て終結した騒動(反対運動)。



施策

基本構想の実現に向け、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」という基本方針のもと、市として取り組むべき施策を整理します。

施策の体系

施策については、「施策の前提」「横断的施策」「ひとの共創」「暮らしの共創」「まちの共創」及び「計画推進体制」の六つの柱に分け、それぞれの柱ごとに各施策を位置付けます。



施策の展開

各施策を進めるに際しては、次の点を考慮しながら、施策の対象となる方々の目線に立ち、当事者であることを意識した具体的な施策展開を図ります。

ア 施策間の連携

昨今の社会情勢下では、当初想定していなかった事態が発生した場合においても臨機応変な対応が求められることから、これまで以上にそれぞれの施策が相互に連携・補完しあいながら、施策目標の実現を目指します。

イ 施策とSDGs

SDGsとは、平成27年(2015年)に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことで、令和12年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標とこれを実現するための169のターゲットのことです。

本市は平成30年(2018年)6月にSDGs未来都市に選定されましたが、これは、まちづくりの目標の実現に向け、社会・経済・環境の3側面をつなぐ統合的な取組が必要であることから、様々なステークホルダーを巻き込むに当たり、「SDGs」を共通言語として、さらなる取組を推進しようとするものです。

この考えは、「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」にも通ずるものであることから、「鎌倉ミライ共創プラン2030」においても、施策とSDGsの関係を明らかにすることで、SDGsの達成を目指すとともに、SDGsの視点から施策の構成内容の点検・立案を行います。

リーディングプロジェクト

基本計画全体をリードし、計画期間中、先導的・戦略的に取り組む「リーディングプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)」を位置付けます。

ア プロジェクトの目的

こどもたちは、地域に欠かせない存在であり、未来のまちづくりの主役です。

こどもたち自身が成長し、幸福になることは、まち全体の活力を生み出し、まち全体の持続的な発展にも寄与し、ひいては、大人も自分らしく豊かに生きることができ、社会につながります。

鎌倉のこどもたちが成長し、幸福になり、鎌倉の持続的な発展につながっていくよう、「こどもまんなか社会」の実現を目指している本市として、こどもたちが鎌倉への想い・地域への想いを育み、深め、そして、未来のまちづくりの主役として、自分らしく、かつ、自発的にまちづくりに関わりたいと思う、こうした想いを大事にしなければなりません。

そこで、本市に対するこどもたちの想いを踏まえながら、まちづくりの基本方針である「個々の力・地域の力を発揮する共創社会の実現」に向けた先導的・戦略的取組として、こどもを軸とした必要な事業に取り組むことで、鎌倉で育つこどもたちが喜びや誇りを持つことができる環境を整備するプロジェクト＝「こどもたちと紡ぐミライの鎌倉プロジェクト」に取り組み、まち全体の活力を生み出し、まち全体の持続的な発展につなげます。

イ プロジェクトの取組

こどもたちに関する取組は、「2-2 こども・若者」「2-4 教育」等で整理していますが、特に、鎌倉で育つこどもたちが、鎌倉で生まれ、育ち、生活することに喜びや誇りを持つためには、こどもたちが安心感や高揚感を抱けることが大切です。そして、ここから高まる自己肯定感や達成感が、全体的な幸福感にもつながります。

安心感には、こどもたちやその周囲の人たち、そして、双方の人間関係・コミュニケーションがより深まり、豊かになることが重要であり、これに向け、こどもたちの多様性が尊重され、安心できている環境が必要です。また、高揚感には、好奇心旺盛なこどもたちが奮い立ち、新たな挑戦に対して積極的になれることが重要であり、これに向け、こどもたちが自身の未来に対してワクワクし、期待に胸を膨らませることができている環境が必要です。

そこで、次のとおり、プロジェクトの取組について示します。



① こどもたちの多様性が尊重されている環境を整えていきます

こどもたちが安心して鎌倉で生まれ、育ち、また、子育て当事者が安心して鎌倉でこどもを生み、育てることができるよう、こどもたちや子育て当事者に対する支援を充実させることで、こどもたちの健やかな成長を切れ目なく支えています。

こどもたちが自分らしさを発揮しながら生活できるよう、多様な遊び・体験・学び・交流ができる地域を構築することで、一人ひとりのニーズにあった居場所を整備していきます。

② こどもたちが自身の未来に対してワクワクできている環境を整えていきます

一人ひとりのニーズにあった居場所の整備とともに、学習者中心の学びができるよう、探究できる学習カリキュラムの構築のほか、学校の指導運営体制や施設・設備を整備することで、こどもたちが未来にワクワクしながら学べる環境を整えていきます。

③ その他「こども」という視点から各施策の取組を推進します

こどもたちが日々生活する中で触れ、関わる環境に関しても、各施策において、「こども」という視点を持ちあわせながら、その取組を推進します。



計画が
できるまで②

ミライ
ミーティング

